

# 〈調査野告〉

## 東京都北区における「豊かな心を育てる施策」の成立

浦 野 東洋一

### (1)

すでにいいつくされた感はあるが、1960年代以降の日本の高度経済成長を支えた、またその結果としての、急激な国民生活の変化は、地域による差異はあるにせよ、大人から人間に対する思いやりと自然をいつくしむヒューマンな心を奪っていった。学校と子どもが大人社会と無縁でありえようはずが無い。大人が強調した能力・適性・進路に応じた教育は、学校社会を排他的競争の場とする方向に作用した。非行、暴力、いじめなどの問題をもちだすまでもなく、大人社会に似て、学校や子ども社会からもヒューマンな心が失われていった。親は、わが子への期待を、各種ならいごと、スポーツ教室、高価な教材、学習塾、家庭教師などの商品を購入することによって、私的に満たそうとする傾向を強めた。

しかし、そうしたなかで、“やはりどこかおかしい”と気づき、教育とは何かを考え始める市民も確かに生まれてきた。それが教育政策批判、政治批判の大きなうねりとなる前に保守政治家は何らかの施策を講ずる必要があった。もとより、校内暴力やいじめなどは、政治家にとっても望ましい現象ではなかった。

自民党文教制度調査会の教育基本問題小委員会の文書には、次のように書かれている。

「最近、校内暴力事件等の非行の増加にみられるような憂慮すべき事態が起こってきている。

このことは、右に触れた（従来の——引用者）諸施策のみではひとりひとりの子どもの心を豊かにはぐくむ上で必ずしも十分な成果をあげているとはいひ難いものがあることを示しており、今ここに何らかの新たな対応が求められている。

このような事態に直面して、我々政治家としても十分反省し、その解決のための方策を示すことは我々の重大な責務であると考える。」

この文書は、1981年11月24日に採択された「心の教育を推進するための提言——子供一人一人の心を豊かには

ぐくむ教育——」と題するものである。自民党政治家が何をどのように「十分反省」したかは書かれていないが、学校、地域、家庭においてとられるべき「心の教育を推進するための提言」がなされている。その内容を摘要すれば次のとおりである。

#### (一)学校教育の充実

- ① 道徳教育の充実。子どもが守るべき具体的な道徳規範を示すことも検討すべきである。
- ② 生徒指導の充実。カウンセリングなどの専門的な教育相談機能の充実に努める必要がある。
- ③ 集団宿泊訓練の積極的な実施。
- ④ 子どもの能力・適性、興味・関心等に応じた教育を実現する。
- ⑤ 特色ある教育方針により教育を行い、愛校心を高め、学校を地域に開かれた存在とする。
- ⑥ 親の学校や教師に対する希望や意向等を反映するような方策を検討すべきである。

#### (二)地域社会の教育機能の充実

- ① 地域住民が協力して行う「愛の一聲運動」や俗悪な出版物・映画・テレビ番組から子どもを守る運動が強力に実施されなければならない。
- ② 地域社会に子どもが遊びなどの活動の場と機会を取り戻すために、身近な運動広場の整備、学校体育施設の開放を積極的に行う必要がある。
- ③ 地域住民の連帯感を高めるために、地域ぐるみの運動会や奉仕活動などの実施を奨励することが望ましい。

#### (三)家庭教育の充実

- ① 「子どもは親の鏡」である。何よりも父母が正しい生活態度、正しい道徳観を持つとともに、子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるなど十分なしつけをすべきである。
- ② 子どもの養育に当たっては、安易に金品に頼ることなく、眞の愛情をもって接し、子どもの悩みや不安を適切に受けとめ、子どもが困難に打ちかつよう、

たくましく育てるよう努めるべきである。

③ 家庭以外での子どもの行動を十分に把握するとともに、学校や地域社会と密接に連携・協力を保ちつつ、地域の子どもたちすべてを健全に育成していくとする態度を持つようにすべきである。

この文書について、ここで注意しておいてよさそうな点が、少なくとも三点ある。

第一に、この文書は、道徳やしつけなどをただそれだけ強調しているのではない。上記「(一)学校教育の充実」の④のところには、次のように書かれているのである。

(ア)子どもの発達の段階に即してより一層能力・適性に応じた教育が実現されるための方策が検討されるべきであるが、その際、優れた人材を育成するための方策についても検討すべきである。

(イ)学校段階の特質に応じて選択科目制の大幅な拡充や単位制と学年制との関連など複数形態の弾力化等を図るとともに、中・高一貫教育なども含め各学校段階の教育の連携のあり方についての検討が必要である。

この発想は、その後の経過にてらして臨教審答申の先どりといってよく、「優れた人材を育成するための方策」と書いているのは“正直”である。

第二に、この文書の構成は、(一)学校教育の充実、(二)地域社会の教育機能の充実、(三)家庭教育の充実が、いわば並列されているにすぎない。「地域ぐるみの運動会や奉仕活動」とか、「学校や地域社会と密接に連携・協力を保ちつつ」などの表現はみられるが、学校を核にして学校を通じて家庭や地域の教育を操作、支配していくという構図はえがかれていません。

第三に、この文書は、「自由民主党は、学校、家庭、地域社会を通じて教育をよりよいものとし、子どもを非行から守りつつ健全に育成していくことについて…全力をあげて取り組んでいく決意である。」という文言で結ばれている。これは、自民党員をはじめとする保守勢力による草の根教育運動の宣言と読める。政権党である自民党が、文部省を通じてこの『提言』を行政施策化するだけでなく、地方自治体の自民党議員、末端の党員やそれにつながる人々の活動を通してこの『提言』を現実のものにしようというのである。「(一)学校教育の充実」の⑤にある、「学校は自らの殻に閉じこもることなく、父母や地域の学校に対する期待や要望を広くみあげるなど、開かれた存在となるよう努力すべきである。」という提言も、ひとつにはこの文脈において理解しておく必要があろう。

(2)

政権党である自民党の提言は、今日の日本では行政機関に対して強い影響力を持つ。提言が出されたのは先にみたように1981年11月24日であったが、さっそく翌1982年1月5日には、文部省内に「豊かな心を育てる施策推進会議」が設置された。同会議の設置に際し、時の文部大臣小川平二は、次の趣旨の談話を出した。

「文部省では、従来より知、徳、体の調和のとれた人間形成を図るために学校教育においては、学習指導及び生徒指導の充実、社会教育においては、青少年教育・家庭教育の充実に努めるとともに、青少年スポーツ活動の振興も図ってきたところであります。

しかし、近年、青少年の非行、校内暴力等がますます増加していることは私が最も憂慮しているところであります。もとよりこのような問題は、その背景には社会の風潮、家庭におけるしつけ、学校における教育指導のあり方など複雑な要因が考えられますが、より基本的には青少年をとりまく環境が物質的には豊かに恵まれている反面、青少年の心の豊かさを育む面においては、不十分な状況にあることが大きな原因となっているのではないかと思われます。

従って、文部省としては、このような問題に対しては、非行等の防止という現象面だけにとらわれることなく、長期的視野に立った根本的対応策をとることが肝要であり、そのためには、学校、家庭、社会がその教育的役割を十分に果たすとともにその連携を強めることにより、積極的に青少年の人格形成を図ることが最も大切と考えます。

このようなことから、文部省をあげて青少年の豊かな心を育てる施策を総合的に一層推進することとし、このたび、文部省内に「豊かな心を育てる施策推進会議」を設置することとした次第であります。」

先の自民党の『提言』とこの文部大臣談話を読みくらべて気付くことは、文部大臣談話が、学校、家庭、社会の連携を強めることにより積極的に青少年の人格形成を図ることに重点を絞りこんだことである。『提言』には「青少年の人格形成」という表現は無かった。テーマも「心の教育を推進する」から「豊かな心を育てる」にかわった。

さて、この「豊かな心を育てる施策推進会議」は、諸沢事務次官を委員長とし、大臣官房長、大臣官房審議官、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、初等中等教育局長、社会教育局長、体育局長、管理局長、文化庁次長、の九人の関係局長等を委員として構成されており、青少

## 東京都北区における「豊かな心を育てる施策」の成立

年の非行、校内暴力、家庭内暴力等の問題に対処とともに、今後における我が国の青少年の健全育成を図るために、豊かな心を育てる施策の総合的な推進を図るために必要な事項について審議することを任務とするものであった。翌1月6日にさっそく第一回の会議が開かれ、1月21日付で各都道府県教育委員会教育長あて文部省通知「豊かな心を育てる施策推進モデル市町村の実施について」(文企企第21号)が発せられた。

この通知で文部省が予定していた事業は、次のとおりであった。

### 「豊かな心を育てる施策推進モデル市町村実施予定事業

#### I 学校教育関係

- 1 中・高等学校生徒指導研究推進地域 (全国10地域)
- 2 中学校生徒指導研究推進校 (各県2校)
- 3 道徳教育協同推進校 (各県2市町村の小中学校)
- ④勤労生産学習研究推進校 (各県小学校2校・中学校1校)
- 5 体力づくり推進校 (小・中・高等学校282校)
- 6 健康増進特別事業<移動教室> (700校)
- ⑦公立学校屋外教育環境整備事業<動きの環境づくり> (60校程度)
- ⑧公立学校クラブハウス整備事業 (200校程度)

#### II 社会教育・スポーツ関係

- 1 青少年地域活動<ふるさと運動・仲間づくり・奉仕活動> (770か所)
- 2 青少年健全育成 P T A 活動 (510か所)
- 3 家庭教育総合セミナー (57県・指定都市)
- 4 家庭教育学級 (5100学級)
- ⑤少年スポーツ活動育成指定市町村設置事業 (57市町村)
- 6 野外活動施設A<グリーンスポーツ施設> (18か所)

(○印は57年度からの新規事業である。)

通知によれば、全国から20市町村程度をモデル市町村として指定し補助金を出すこと、指定期間は2年間であるとされている。注目すべきことは、モデル市町村となる要件の一つとして、「(上記予定事業のうち)原則として学校教育関係及び社会教育・スポーツ関係のそれぞれについて三種類以上の事業を実施する予定のある市町村であること。」とされていることである。

近代の教育原則にてらせば、権力の機関である行政機関が、人間の内面的価値にかかわる心の問題にふみこむ

ことは、きわめて重大な問題であるはずであった。文部省の「豊かな心を育てる施策推進会議」の設置や上記通知が、さしたる社会的政治的問題とならなかつたのはなぜであろうか。考えられる理由は第一に、日本の伝統に加えて、当時の非行などの現象が「豊かな心を育てる」というスローガンに正当性を与えたということであろう。第二に、通知の具体的な内容は、モデル市町村の指定と補助金の支出というありふれた行政手法のうえに、新規事業も少なく、全国で20か所という“安あがり”的政策であったためではなかろうか。

#### (3)

1982年度から始められたこの事業は、初年度(1982-83年度)に東京都練馬区など28区市町村がモデル地区に指定された。

東京都北区は、1983年2月23日に指定申請書を提出したところ、第二年度(1983-84年度)指定の22のモデル区市町村の一つとなった。北区における文部省指定事業は次のとおりである。

##### 指定事業

###### 1. 学校教育関係 (3事業)

###### △生徒指導研究推進校

豊島中学校 (生徒の基本的生活習慣の育成)

###### △道徳教育協同推進校

王子第三小学校・富士見中学校 (心の豊かな児童、生徒の育成、小中の連携による道徳教育の充実を目指して)

###### △体力づくり推進校

桜田中学校 (豊かな心を持ったたくましい生徒の育成)

###### 2. 社会教育・体育関係 (3事業)

###### △青少年健全育成 P T A 活動

###### ①P T A全体研修会

青少年の健全育成に関する一般的な問題について

###### ②P T A研修会 (分科会)

学校・地域・家庭の連携とP T Aのあり方

###### ③P T A研修会 (分散会)

各社会教育団体との連携活動をいかに実践するか

###### △家庭教育学級

###### ①家庭教育学級 (中心的なもの1学級10日間)

###### ②家庭教育学級 (①以外のもの4学級5日間)

###### ③幼稚園教育学級 (3学級5日間)

###### ④婦人学級 (2学級5日間)

###### △少年スポーツ活動育成事業

①少年スポーツ推進会議の設置

②地域スポーツ指導者講習会の開催

③各種少年スポーツ活動

少年野球大会、中学生対抗駅伝大会、ちびっ子釣教室、親子卓球教室、少女バレーボール教室など

1983年5月9日、第二年度のモデル指定をうけた22区町村の代表が東京霞が関ビルに集合した。瀬戸山文部大臣が指定書を交付し、文部省各局長からの方針説明などがあった後、北本正雄北区区長が、22の区町村を代表して、次の決意表明をおこなった。

モデル市町村指定にあたっての北区区長の決意表明

このたび、青少年の豊かな心を育てる市町村の指定を受け、かつ、瀬戸山文部大臣から直々に指定書を頂きましたことは、私共、22の区町村にとりまして、無上の光栄と存じ、感激しているところであります。

青少年をとりまく環境の悪化や、子ども達の心の荒廃は各方面から、いろいろと指摘をうけ、一方では、学校内暴力や家庭内暴力、集団暴力という名のもとに、連日マスコミを賑わしていることは、ご承知のとおりであり、憂れうべき青少年の行動と云わざるを得ないものであります。

このような問題は、現象的には、子ども達の不適応行動として捉えられていますが、私は、実際には、現代の豊かな社会がもたらすひずみと大人自身の意識の衰退を現わしているのではないかと、思われてなりません。

私共、22の地方公共団体は、社会のこのような傾向の中にあって、豊かな社会で豊かな心を育てるモデル地区として指定されたことを契機に、青少年の心に正しい判断をもたせ、勇気と希望をふるい起させると共に、地域の方々の、献身的な協力を得て、区、市、町の全域に、この運動の趣旨を徹底し、一体となってぬくもりのある、生々とした社会の建設に努力する覚悟であります。

今回、指定の一つに加えて頂きました私共、東京都北区は、公私立幼稚園42と、46の小学校、20の中学校を持ち、児童、生徒数は四万二千余名を抱えております。

東京の周辺区として、児童生徒には、いろいろな誘惑も多い所であり、一方では、地域のコミュニティ意識の衰退や核家族化の進行など、青少年の健全な発達を実現するためには、必ずしも恵まれた環境にあるとはいえません。

このような現状をふまえて、本年二月、私共は、長期の基本計画として、「21世紀に生きる子孫のふるさと北区」の策定を行い、青少年の健全な育成を最重点政策にかかげました。

今回のモデル市町村の指定は、この計画実現にとりましても、はかり知れない力となり、北区民に意欲と自信をもたらすものと信じております。

本日、名譽ある指定をうけましたことを、心から、感謝申上げ、昭和58年度、昭和59年度にわたるこの事業を、立派に成就することをお誓いすると共に、今後の文部省ご当局の一層のご指導とご鞭撻をお願い申上げまして、簡単ですが、御礼の言葉といたします。

昭和58年5月9日

東京都北区長 北本正雄

「無上の光栄と存じ、感激している…」、「立派に成就することをお誓いすると共に；…」などのくだりは、北区長の心情が吐露されていると読むべきであろうか。興味深い“資料”ではある。

(4)

北区は何故モデル指定を申請したのであろうか。補助金の額は250万円ほどであるから、補助金がめあてであったはずはない。要因としてはまず、時の北区教育長岩田嘉幸氏の存在を考えないわけにはいかない。

岩田氏は、北区教育指導室長、北区立十条中学校長などを経て、1966年7月に北区教育長に就任以来、18年間の長きにわたり北区教育長のポストに居つづけた。“大物”教育長である。1978年11月には、教育委員会制度発足30周年にあたり、現職のまま教育行政功労者として文部大臣表彰を受け、これまた現職のまま1981年11月には勲五等双光旭日章の叙勲を受けている。

氏の経歴については、戦時中サイパンへ高等女学校教師として、またパラオへ南洋府視学として赴任したこと、1960年から1964年の5年間は中野区教育委員会指導室長として、勤務評定、道徳教育、文部省学力テスト問題などの大変な時期に「組合運動を押させていった」ことなど、興味深いものがあり、その一端はわれわれもインタビューで聞いた。

本報告書のテーマとの関連で特筆すべきは、氏の教育経営哲学であり、教育行政哲学でもある、氏みずからが名づけるところの「投網式経営」である。氏はこう語っている。

「投網方式の具体的な内容は、むつかしいことではないよ。俺と父兄が一緒にメシを食うのだ。…一方、地域

## 東京都北区における「豊かな心を育てる施策」の成立

懇談会をする。道路を歩く。私が帰宅するのに駅が四つある。今日は、板橋駅から、次は王子駅から、その次は東十条駅から、四日目は十条駅から、その駅まで学校から歩くわけである。今日は板橋駅から帰ろうとする時には、この道路を通って行こう。校長の机の上には学区域の地図がある。その道路の端へ、Pの誰々、自治会の誰々と印をつけてある。通り道にその人達の家がある。奥さんが出ていると、「今日は、誰々さんの家ですね。今度来ました十条中学校の岩田校長です。お宅さんでどうか、五、六年前、十条中学校のことへんご協力戴いた方ですね」等、当時の話をしてお礼を言う。校長先生ですか。うちがPTAの役員をしていたことを知っていたんだですか。新米の校長ですが、ご主人に学校へお出かけ下さいとお伝え下さい等、こうした要領で一年四か月本当によくやったことだった。お陰で学区域のすみずみまで知りつくすことができた。

校長が地域の人々に絶大な信頼を得ると、教職員の校長に対する態度は勿論、勤務の姿勢が次第に高まって来た。このことは子ども達にも反映して、次第に静かな学園となっていったことである。こうした経営を私は投網経営と呼んでいる。」

「教育界に秩序を持たせるためには、父兄の力に頼らなければ、行政の権力だけでは到底收拾し難いものだ。時間をかけてもPTAを全部自分の掌中に收めねばと考えた。そのため、各学校のPTAの講師として進んで出かけ、自分の考え方の浸透を図り、あわせて岩田という男を理解してもらうことを考えた。週二、三回も出かけた。小中60数校のPTAの会合に出かけることは大変だった。これが教育長の投網経営だ。

こうした積極的な取り組みはPTAの全面的な協力を得るようになった。俺の願いに従って同一行動をしてくれるようになった。即ち組合活動の大好きな抑止力となり、組合と連携をとっている校長の行動を制約することができた。」

「家庭と地域PTAがそれぞれの教育機能を効果的に發揮するためには、子どもたちの生活圏、中学校を中心に関係小学校を含んだ広範囲の生活圏の中で、望ましい教育環境をつくらねばならないと考え、地域連合PTAの諸会合をもってきたわけだ。この連合の諸会合が育って、地域の子どもの教育を真剣に考えるようになるためには、長い年月を経なければならなかつた。

昭和58年から「豊かな心を育てる施策推進モデル地区」として文部省から指定を受けたのも、こうした施

策が認められた結果だと自負している。」

### (5)

岩田教育長が「自負」していただけあって、たしかに北区にはモデル指定を申請するだけの実績があったようである。

例えば、1977年度以来毎年開かれている「社会教育大会」があり、北区教育委員会『北区の教育・昭和57年版』には、次の記事がある。

「北区にあるたくさんの社会教育団体は、それぞれ活動に活動し、同種の団体は連合体を作り、切磋琢磨しながら、すばらしい実績をあげています。この連合体が横の連携を一層密にして、相互学習等により共通理解を深め、協力して活動する機会や場が増していくならば、より各団体の成果も上がるわけで、このような声が出てきた機会をとらえ、昭和53年3月に北区公会堂に於て第1回の北区社会教育大会を開催しました。

社会教育に対する自主的意識の向上や、地域の問題解決に必要な学習及び情報交換、そして研修したまとめを発表するわけで、各団体の代表者会議を開き研修テーマを決めて、分科会活動を展開して参りました。ちなみに第6回は、大会メインテーマを「青少年の健全育成のために社会教育関係団体は、連帯活動をいかに進めるか」とし、各分科会の研修テーマは、第1分科会「青少年の社会参加」第2分科会「地域の環境づくり」第3分科会「家庭づくり」でした。

なお、第6回57年度の参加団体は、①小学校PTA連合会、②中学校PTA連合会、③青少年委員会、④青少年団体連合会、⑤婦人会連絡協議会、⑥婦人自主グループ連絡会北の輪、⑦北区民大学修了生の会、⑧新生活運動推進協議会、⑨老人クラブ連合会、⑩幼稚園連合父母の会、⑪手をつなぐ親の会、の11団体でした。

また、小学校長会、中学校長会も研修に参加しています。」

また、いわゆる青少年の健全育成活動も組織的に整備され、区内19地域のすべてに青少年地区委員会が確立されているほか、例えば「十条台地区四校連絡協議会」「豊島地区八校連絡協議会」などの、学校関係者、PTA関係者、警察関係者などの、一つの学校をこえた地域的ひろがりをもつ連絡協議会も組織されていた。そして、青少年地区委員会は、それぞれの地域での活動の年間計画をたて、ポルノ雑誌自販機調査（十条台地区委員会、1981.7.1～7.31）、子どもマンガ映画大会（同前、1981.8.21、300名参加）、町をきれいにする運動（同前、

1981.11.1, 粗大ゴミと廃品回収, 130名参加), 女子ソフトボール大会(同前, 1981.11.15, 280名参加), クリスマス子ども会(同前, 1981.12.13, 300名参加), 少年野球大会(同前, 1982.3.7, 220名参加), 春の歩こう会(王子地区委員会, 1981.5.31, 160名参加), ラジオ体操会(同前, 1981.7.21~7.31, のべ3000名参加), 親子大運動会(同前, 1981.10.18, 450名参加), たこあげ大会(同前, 1982.2.11, 200名参加), 映画と対話集会(豊島地区委員会, 1981.10.13, 約300名参加), 中学卒業就職者激励(同前, 1982.3.16), 愛の一声運動(十条地区委員会, 1986.6.30~7.1, 富士神社祭礼警備, 110名参加), ハイキング大会(同前, 1986.9.13, 190名参加)など, 実に多くの行事を実施している。ここに摘記した「実績」は, ほんの一端にすぎない。北区内のそれぞれの地域には, 呼びかけがあれば近所どうしでそいあって, 親や子どもが, あるいは親子そろってスポーツなどに興ずる風土が, まだかすかに残っていたというべきであろうか。

## (6)

岩田教育長の「自負」する「実績」があったとしても, モデル指定を申請したのにはそれなりの契機があったにちがいない。

考えられることの一つは, 前掲「モデル市町村指定にあたっての北区長の決意表明」でもふれられていた, 北区の長期基本計画の策定である。同計画が策定されたのと時を同じくして(1983年2月), モデル指定の申請がなされている。

この長期計画のもとになっているのは, 北区長期計画審議会の答申(1981年4月28日)である。その基本構想は, 「21世紀に生きる子孫のふるさと, 北区」と題するもので, そこにはこう書かれている。

「21世紀に生きる若い世代が祖父母の世代とともに北区を“ふるさと”として愛し, 心のよりどころとして育つまちとすることこそ, この基本構想の願いである。

そのため21世紀をめざす北区の将来像を次にかかげる。

## (き)れいで明るいまち

清潔で明るく, 緑と空間の多い庶民的で住みよいまち

## (た)すけあいと思いやりのまち

日常生活のあらゆる面でたすけあいと思いやりを忘れない人間のぬくもりを感じるまち

## (く)らしやすく働きがいのあるまち

消費者も生産者もお互いに力をあわせてつくる

## くらしやすく働きがいのあるまち

この「北区の将来像」と「豊かな心を育てる」というスローガンの言葉のもつイメージとは, 見事に一致しているといえるのではなかろうか。そうだとすれば, 国の施策にのろうと判断した北区為政者の気持ちが見えるよう気がする。

考えられることのいま一つは, 岩田教育長が「自負」していた「実績」にもかかわらず, 北区の青少年の心は荒れ, 非行が増大していたという深刻な事実である。このことの説明は, 次のグラフを見ていただくだけで十分であろう。

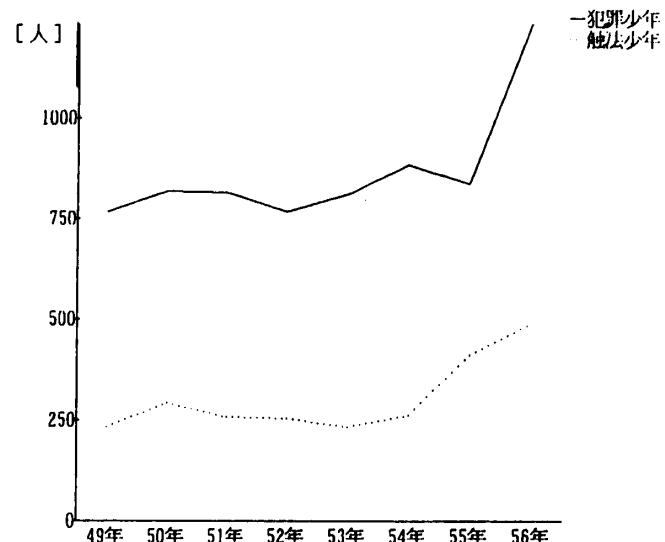


図 北区における犯罪少年, 触法少年補導状況の推移

注) 1. 年次は「昭和」である。

2. 北区『北区の青少年'82』10頁

3. 北区は昭和57年度にモデル指定を申請し, 昭和58年度にモデル指定を受けた。

このグラフを見れば, ふたたび北区長の決意表明にある「(北区は)青少年の健全な発達を実現するためには, 必ずしも恵まれた環境にあるとはいえません.」という言葉も真実味をおびてくる。

## (7)

すでに記したように北区に対し文部省が指定した事業は, 学校教育関係の3事業と社会教育・体育関係の3事業の計6事業であった。これは, 1982年1月21日付文部省通知にそったものであった。しかし, 北区がこの6事業を実施すれば足りるということにはならない点に, モデル地区指定・補助金行政の特徴がある。文部省にとっては, 安上がりの“呼び水”行政なのである。

そこで, 1983年5月9日に文部省から指定をうけたあ

## 東京都北区における「豊かな心を育てる施策」の成立

と、北区でどのように事態が進行したかを簡単に見ておこう。

6月から7月にかけて、「豊かな心を育てる北区の諸施策活動計画」策定のための準備会が3回開催されている。そして、「豊かな心を育てる施策推進連絡協議会」が区に設置され、その第一回会議が8月16日に開かれて「豊かな心を育てる諸施策活動計画」を決定した。さらに、この計画の予算上のうらづけとして、9月28日に北区議会本会議において、豊かな心を育てる施策推進関係経費として総額3379万円の予算が可決されたのであった。文部省からの補助金（呼び水）250万円が、3千万円以上の北区予算をひき出したことになる。

なお、「豊かな心を育てる施策推進連絡協議会」には、「学校教育部会」と「社会教育・社会体育部会」の二つの部会がおかかれている。参考のために、その構成を次にかかげておく。一見して行政主導の性格であることが理解できよう。

### 協議会

会長 助役

副会長 教育長

区民部長

教育委員会事務局次長

委員 区議会文教委員長

区議会区民衛生委員長

教育委員会教育委員長

企画課長・広報課長・総務課長・区民課長

児童課長・保健衛生課長

教育委員会事務局庶務課長・学務課長

社会教育課長・体育課長・指導室長

中央図書館長

小学校長会長・中学校長会長

青少年地区協議会会长 3名

小学校PTA連合会会长・中学校PTA連合会会长

青少年委員会会长・体育協会理事長

体育指導委員会会长

以上29名

### 1. 学校教育部会

教育委員会事務局次長（部会長）

指導室長（副部会長）

区民課長・青少年対策係長

教育委員会事務局庶務課長・庶務課主査

学務課長・指導主事4名・指導室事務係長

小学校長会副会長（副部会長）

中学校長会副会長（副部会長）

小学校道徳教育担当校長・中学校道徳教育担当校長  
中学校体育会会长・小学校長会生活指導担当校長  
中学校長会生活指導担当校長  
青少年地区協議会会长4名・PTA代表2名  
文部省指定事業推進学校長4名  
総理府所管(財)あしたの日本を創る協会指定事業推進校長2名  
区指定事業推進校長4名

以上32名

### 2. 社会教育・社会体育部会

教育委員会事務局次長（部会長）

社会教育課長（副部会長）・体育課長（副部会長）

中央図書館長（副部会長）

区民課長・青少年対策課長

児童課長

教育委員会庶務課長・庶務課主査

学務課長・社会教育課管理係長・社会教育係長

体育係長・指導室長・中央図書館管理係長

社会教育関係団体2名・PTA代表2名

体育団体代表2名

青少年地区協議会会长3名

以上24名

(8)

ここで、「豊かな心を育てる諸施策活動計画」（1983年8月16日）を見ておこう。

まず、構成は次のとおりである。

はじめに	1
1 青少年をめぐる状況	2
2 北区における施策の体系	4
3 北区のモデル地区指定及び当面の活動目標	11

(～13頁)

分量は、小さな活字でB4版7枚におさまっている。

“はじめに”では、青少年の非行など問題行動の増加を、「今日の緊急かつ重要問題」と位置付けている。この背後には、前掲のグラフにその一端が示されている。北区の青少年の現状についての危機意識があるにちがいない。

文部省からのモデル指定をうけたことにふれて、その趣旨は、単に文部省の補助対策事業を実施するだけではなく、「区の行政や区民をあげて」、豊かな心を育てる施策の趣旨を普及させ、問題行動に対処し、子どもたちの心身の健全な発達を実現するところにあるとしている。いうなれば、モデル指定をステップにした総動員運動の提唱ということであろうか。

## 1. 家庭

目的	方針	活動内容
(2)地域活動への親子の参加	<p>余暇を利用し、スポーツ、リクリエーション活動や文化活動ならびに社会奉仕活動に親子そろって参加する。</p> <p>またできるかぎり、これらの活動に子どもとの参加を奨励し、子ども達の連帯意識や社会への奉仕の精神を養う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>親子でできるスポーツ活動への参加</li> <li>各種少年スポーツ活動への参加奨励。</li> <li>親子で行う文化活動。</li> <li>地域の伝統文化、芸能、お祭り等への親子の参加及び伝統芸能技能の継承</li> <li>親子の地域清掃活動への参加。</li> <li>社会奉仕活動への参加促進。</li> <li>団体育成活動への親の参加奨励。</li> </ol>

## 3. 地域

目的	方針	活動内容
(2)地域環境の整備と浄化	地域における不健全な環境を改善するように努め積極的に望ましい地域の育成につとめる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>社会を明るくする運動の展開。</li> <li>愛の一聲パトロール運動の実施。</li> <li>ポルノ自販機の調査と徹去依頼。</li> <li>町の美化、有害公告物の撤去。</li> <li>地域の清掃活動。</li> <li>学校・PTAの地域巡回生活指導。</li> <li>交通安全施設の点検と整備。</li> <li>覚せい剤等の乱用防止。</li> <li>未成年者の喫煙、飲酒の防止活動の推進。</li> </ol>

## 2. 学校

目的	方針	活動内容
(2)地域に根ざした特色ある学校づくり	児童・生徒の情操や奉仕の心を育て、教師と児童・生徒及び相互の信頼関係を確立すると共に、地域の学校としての自覚を高め、保護者や地域団体等との連携を深めて健全育成活動を推進する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>校内美化活動、勤労体験学習の重視。</li> <li>豊かな生活意識を育てる飼育・栽培活動の充実。</li> <li>音楽会、文化祭、文化活動の充実。</li> <li>伝統芸能の学習、手づくり創作活動。</li> <li>地域の清掃活動、緑化活動への参加。</li> <li>健全育成についての、PTAや地域団体との協力活動。</li> <li>児童館活動、学童クラブとの連携強化。</li> <li>夕焼チャイムの活用。</li> </ol>

“青少年をめぐる状況”については、短い総論があり、①家庭について、②学校について、③地域について、分節化されている。いずれも、統計数字等のデータはいっさい示されず、抽象的で一般的な文章である。使用されている主な用語（あるいは表現）を次に示すので、内容を推察願いたい。

## (総論) …価値観の大きな変化

- 家庭について…核家族化の進行、過保護、極端な放任、都市化の進行、身近な自然の減少、テレビや漫画、基本的な習慣が身につかない
- 学校について…学校における集団生活に適応しにくい、学習内容の高度化、「おちごぼれ」、校長を中心とした教職員の協力と信頼関係が大切
- 地域について…近所づきあいの希薄さ、地域のいろいろな問題（を）ともすれば公共の責任でしもらいたいなどという意向だけが強い、地域での責任感や役割分担、適当な遊び場がない、交通事故が心配、仲間意識やリーダーシップ、ポルノ雑誌や俗悪な立看板

つぎの“北区における施策の体系”的ところでは、「豊かな心を育てる諸施策」を、①家庭、②学校、③地

## 東京都北区における「豊かな心を育てる施策」の成立

域の三つに分けて、それぞれの施策の体系化をはかり、区民の理解と協力を得て、全区的に進めていきたいとしている。ここでいう「施策の体系化」とは何か。どうやらそれは、従来から実施されてきている施策やあらたに考え出された施策を、「目的」－「方針」－「活動内容」という3段階に整理し、関係づけたことのようである。家庭、学校、地域からそれぞれ（「目的」の項の）1項目づつを引用しておこう。

みられるように、「目的」－「方針」－「活動内容」がいわば横系列で関係づけられているだけでなく、「（家庭）地域活動への親子の参加」－「（学校）地域に根ざした特色ある学校づくり」－「（地域）地域環境の整備と浄化」というふうにいわば縦系列においても関係づけられていることである。この縦横の関係づけを「施策の体系化」と呼んでいるのであろう。

「豊かな心を育てる諸施策」のごとく、「施策」という用語が頻繁につかわれているが、ここで施策とは、最も具体的には、上記活動計画にもりこまれた「活動内容」ということになろう。例えば、上記引用した施策の体系表の「活動内容」の欄には、家庭の項でも学校の項でも地域の項においても「地域（の）清掃活動」と書かれている。この地域清掃活動こそ最も具体的な「豊かな心を育てる施策」の一つだということになる。そして、この地域清掃活動などに必要な用具の購入費（あるいはその補助金）などが、豊かな心を育てる施策推進関係経費として、北区議会で予算可決されたというわけである。

次は“北区のモデル地区指定及び当面の活動目標”についてである。ここには重要なことが書かれている。重要だという意味は、次のようなことである。

前掲のように、文部省が北区に指定した事業のうち、学校教育関係では、

王子第三小学校  
豊島中学校  
富士見中学校  
桜田中学校

の四校が学校指定されていた。社会教育・体育関係は、事業指定のみであり、特別な地域指定などはなかった。

そして、これも前述したとおり、北区の当局者の基本姿勢は、モデル指定をステップにした区民総動員運動の提倡とでもいべきものであった。

ところがここ（『豊かな心を育てる諸施策活動計画』の第三章）において、次のように北区におけるモデル地区の指定がなされたのである。

北区が独自にモデル地区を指定することはおおいにありうることだとしても、重要なことは、いわば文部省の

指定校に加うるに北区の研究協力校などをもってし、「○○学校を中心とした△△地区」という指定の仕方がとられていることである。そして、「事業の推進体制については、学校を中心としながら、各青少年地区委員会、PTA等の参加を得て、事業の検討及び具体的な推進にあたるものとする。」（傍線は引用者）と書かれている。

先にみたように、自民党の『提言』も文部省の『通知』も、いってみれば家庭と学校と地域を並立していた。「学校を中心とする」との構図は、北区独自のものといえよう。

最後に当面の活動目標として、「オアシス運動」の推進があげられている。その説明は次のとおりである。

### 北区の指定モデル地区及び関連する地区委員会

北区における指定モデル地区	関連する青少年地区委員会
生徒指導研究推進校（豊島中学校）を中心とした豊島地区	豊島地区委員会 王子地区委員会
道徳教育協同推進校（王子第三小学校、富士見中学校）を中心とした十条地区	十条地区委員会 十条台地区委員会 赤羽西地区委員会
体力づくり推進校（桜田中学校）を中心とした東十条地区	東十条地区委員会 神谷地区委員会 王子地区委員会
総理府所管（財）あしたの日本を創る協会指定の青少年健全育成のための家庭づくりモデル地区（滝野川第四小学校、新町中学校）を中心とした東田端地区	東田端地区委員会
北区の研究協力校（赤羽小学校、岩淵小学校、岩淵中学校）を中心とした赤羽地区一心豊かな思いやりのある子どもの育成—	赤羽地区委員会 志茂地区委員会 赤羽北地区委員会
北区の研究協力校（第四岩淵小学校、岩淵中学校）を中心とした赤羽北地区一自ら考え、正しく行動できる子どもの育成	赤羽北地区委員会 赤羽地区委員会

「家庭、地域、学校等で日常使われる『あいさつ運動』として『オアシス運動』の普及をはかる。また、オアシスの頭文字に『豊かな心』の内容をあてはめ、この事業の趣旨を理解させる。

- (オ)一おはようございます。(おもいやりとぬくもり)  
(ア)一ありがとうございます。(あいさつはきちんと)  
(シ)一しつれいします。(自然や文化に親しみ)  
(ス)一すみません。(すこやかなたくましい体)

これはさっそく「あいさつ道路」の指定、それにかかる立看板や横断幕の設置等として具体化されていく。

以上、繁をいとわず「豊かな心を育てる諸施策活動計画」(1983年8月16日)の内容を紹介してきた。

ここで少しく感想を述べておくなれば、第一に、肝心な「豊かな心」とは何かについて何の定義も説明もなされていない。これは当然の見識である。行政側が「豊かな心」とはこういうものだと決めるなどということはおかしなことなのだ。

ところで「活動計画」の第二章「北区における施策の体系」の「学校」のところは、「勤労と責任を重んじ、自主性と創造性に富み、社会連帯意識をもった心身ともに健康な児童・生徒の育成は学校教育に課せられた大きな使命であります。」と書かれている。「心身ともに健康な児童・生徒」にかかっている価値的用語は、次の五つであり、それはそれとしてだいじなことである。

- ①勤労
- ②責任
- ③自主性
- ④創造性
- ⑤社会連帯意識

いまここで、試みに教育基本法の第一条をひもといいてみると、同じく「心身ともに健康な国民」にかかっている価値的な用語は、次の八つである。

- ①平和的な国家
- ②平和的な社会
- ③真理
- ④正義
- ⑤個人の価値
- ⑥勤労
- ⑦責任
- ⑧自主的精神

周知のように教育基本法では、このほか「民主的」とか「文化的」などの用語がつかわれている。

前引の北区の文章は、つかわれている価値的用語の数が少ないから悪い、といおうとしているのではない。そうではなくて、北区の文章からなぜ、「平和」や「民主

主義」や「正義」などの価値系列の用語が除外されているのだろうかと、ひたすら疑問に思うのである。(複数にせよ単数にせよ、ある価値が意図的に排除されているとすると、「豊かな心」の施策は、偏ばな、豊かでない「豊かな心」の施策とならざるをえない。)

感想の第二は、この「活動計画」が、圧倒的に行政の主導で決定されたことへの疑問である。この計画を決定した、またこの計画の実行を推進するための「豊かな心を育てる施策推進連絡協議会」の構成については先に紹介した。その構成は、「主権者である区民は、…区政に積極的・主体的に参加する。」「また、区は区政における重要な計画や施策の決定が、できる限り、区民の参加のもとに行われるよう努める。」とうたった、北区長期計画審議会答申(1981年4月28日)の考えに反してはいないであろうか。住民や現場の(校長以外の)教職員など多くの構成員になっていたならば、また別の側面をもった「活動計画」が作成されていたであろうと推測してよさそうである。

さて、この「活動計画」は、地域や学校でどのように実施されたのであろうか。それは本紀要次号で、分析、叙述されるはずである。

#### 〈補遺〉北区議会における議論

1984年11月21日～22日と11月26日に、北区議会の本会議と文教委員会を傍聴した。強く印象に残ったことの一つは、自身で地域の子ども100人の面倒をみているという保守派の議員が、①「私は豊かな心を育てる施策を有効に利用させてもらっている。」旨述べ、②この施策に疑問や批判をなげかける議論に対して、「努力してきた住民や教職員はどこでむくわれるのか。」という趣旨の主張をしていた(すごんでいるように感じられた)ことである。

本報告書の最初のところで、自民党の「提言」は、下部党員やそれにつながる人々への呼びかけという側面をもっていた旨を指摘しておいた。あたかもこの呼びかけにこたえるかのごとく、上記の議論は公式の場で、豊かな心を育てる施策を有効に利用していると述べている。氏自身100人の子ども会を組織しており、こうした人々がこの施策の地域における有力な推進力となっているのにちがいない。たしかに地域は、一面において、政党などの政治勢力の活動の場なのである。

ここでは、上記の本会議と文教委員会とにおいて、豊かな心を育てる施策についてどのような議論がなされていたか、われわれのメモにより、要約紹介しておこう。

## 東京都北区における「豊かな心を育てる施策」の成立

《北区議会本会議 1984年11月21日》

(A議員) 戦争でがっかりして失われてしまっている“国を愛する心”を人一倍もつことが必要だと思うがどうか。

子どもたちは人間性を失ったのではなく、与えられなかったのだ。愛情が欠落しているのは、世の中から孤立しては生きられないことを教えていないからである。子どもたちにもっと規律、規範を教えるべきなのに、教師は秩序を破壊することばかりを教えている。これをどう思うか。

(教育長) 教育の根源は“愛”だというご指摘に感動した。教師の資質向上について特に力をそそぎたい。それは、①心豊かな人間性、②教育に関する専門的知識と技能、③指導力であろう。教育は信頼関係の確立であり、“愛”である。教師が児童・生徒を理解することが大切であり、教師自らが人間性豊かな存在になってほしいと思っている。さらに親の働きかけが不足していて、“愛”が与えられなかつた生徒が多い。これらは、家庭や学校の機能が働かなかつたからであり、これを改める方法を検討する。さらに、子どもたちの同年齢、異年齢集団が大切である。

(A議員) もっと思い切った答えがほしかった。今の子どもには夢が与えられているか。よい学校を出て、よい大学を卒業し、よい会社に就職するというのでは先がみえててしまう。“自分のため”という小さな目標ではすぐいきづまる。子どもの英雄心に方針を与えてやるべきである。こういうと教育界は危険思想視するが、運動会で一等の子どもに景品も出さないというのは、どう考えてもおかしい。一方では、厳しさに耐えかねてすぐ落後する子どもたちが多い。もっと生きることのきびしさを教えるべきではないのか。

(教育長) 驚きのある学習、感激のある学習を徹底するよう指導する。

(A議員) “自分自身のため”だけでは喜びが感じられない。“世のため人のため”が欠けている。そのための指導が行われていない。

(B議員) 北区がとりくんでいる豊かな心を育てる事業を評価している。この事業の成果は、①青少年の健全育成の運動、②あいさつ運動で地域の一体化を図り、非行が減少したこと、③特色ある学校で地域を愛する心を育てていること、にあらわれている。私自身も先日桜田中学校へ行き、授業参観をしてきたが、内容が充実していた。3年生のクラスの道徳の時間に、「ふるさとを愛する心」の授業をやっていたが、感銘した。子どもの感想文も読んだが、地域の清掃活動が自発的になされている

ことがわかった。あいさつできるようになってよかった、楽しいという感想が多かった。区内の各地区で定着してきたようであり、2年間の経験をふまえて、この事業を継続すべきではないか。

(区長) 5つのモデル地区を設定して、58年、59年の2年間実施しているが、立派なものである。アンケート調査でも発展を望むという意見が多かったと聞いている。一層の発展に努めたい。

(教育長) 豊かな心の運動は立派な成果をあげている。まことに基本的なことを身近な生活において実行している。特色ある学校づくり、明るい家庭の運動の中で、社会参加、奉仕のよろこびがようやく芽生えてきた。あらゆる方面に反映するようにやるのでよろしく願いたい。

(C議員) 教育委員の準公選制を北区でも検討すべきではないか。豊かな心を育てる事業よりも、地域社会を活性化させることが必要なのではないか。具体的には、北区においても大学・公立学校を開放したり、社会人大学をすすめてはどうか。

(区長) 教育委員の準公選制については、文部省から法律違反の見解が出ていることから、現行法令で実施するのが妥当であると考えている。準公選制を検討する考えはない。

(教育長) 大学・公立学校の開放や社会人大学については検討する。

《北区議会本会議 1984年11月22日》

(D議員) 戦後の廃墟から今日の日本は経済大国、平和国家になった。多くの人々が中流意識をもつほど豊かになった。しかし、人間としてなすべき何かを忘れてきたのではないか。技術革新による大量生産は欲望の無限性をもたらし、人間を歯車とした。家庭は空洞化し、非行化が進んだ。学校は、受験戦争、校内暴力、教師の体罰で荒廃し、信頼関係もなくなっている。科学技術自体が核兵器などにみられるように、人類死滅の危険をもっている。

以上のような状況から人間性の回復が叫ばれ、道徳心の覚醒が課題となったのである。一部の人々は道徳心、愛国心というと戦前をイメージするが、それはまちがっている。戦前は上からの服従であったが、道徳心の覚醒は人々の自覚にもとづくものである。去る11月2日に王子第三小学校（王三）の研究授業があり、私も行ってきた。王三の授業は教育の空洞化された部分をすべて埋めてくれるものであって、非常に驚いた。高く評価している。このような実践に学んで区内全体でやってはどうか。

(助役) 王三の成果を区全体へ、ということについて、

ご指摘の方向で検討する。

(教育長) 豊かな心を育てる施策推進事業は、青少年健全育成の具体的なあり方を考えていく一環であって、文部省に指定されたから行っているのではない。北区では以前から健全育成にとりくんできており、文部省の指定期間がおわればこの施策もおわりとは考えていない。

道徳教育は人格の尊厳の理念、すなわち人間尊重と共に倫理にもとづいて行われなければならない。生活指導と同様に、生徒の自立心、望ましい自己形成、自己実現をはかるように導くことである。王三の研究授業についてのご発言は、道徳教育の役割への大きな期待と受け止めている。それぞれの学校が実態にもとづき、王三の成果を生かしつつ、道徳教育を行うよう指導する。

(D議員) 前向きな答弁を歓迎する。王三の道徳教育の資料を全区に配布したらどうか。ぜひ予算をつけてやってほしい。要望しておく。

(E議員) 豊かな心を育てる施策推進事業は、部分的効果はあげているようであるが、次の三つの点で問題があるのではないか。

第一に、企画が一方的で、一部の人だけの運営になっている。教師・親の参加といつても短期的で形式的ななりきみとなっている。児童・生徒の見方が一面的で、非行少年およびその予備軍としてのみみている。生徒会や自治会などを通じての自治能力の育成が大切なに、子どもにやらせているにすぎない。これは、大人の側からの管理・統制ではないか。父母も教師も自主参加だとうが、押しつけているのではないか。

第二に、子どもの豊かな心が失われたというが、行政の側の責任が明確にされていない。都市化の進行に対し、行政が無計画で生活空間がなくなっていること、受験競争、政治腐敗・不正などにあまりにも無批判なのではないか。北区の教育行政施策も、来年度の教育予算は5%削減されようとしている。これは教育行政の後退である。

第三に、事業推進の実務が煩雑で、学校では授業がつぶれたりしている。また、祝祭日に日の丸を掲揚する児童・生徒の家庭が増えたことを成果として誇ったり、ハシを忘れた子どもを床にすわらせたりしたと聞いている。本来は子どもが主人公となるべきではないのか。

さらに、道徳教育の質も問題である。国を守る気概の宣伝のしかたが問題であり、国家主義、民族主義のイデオロギーのもとにそれを教えこもうとしている。

文部省の指定はあと4ヶ月で終了するが、以上の3点の問題点もあるので総括を十分におこない、問題点をあきらかにするのが先であり、推進事業の継続、拡大を一方的にすることは反対である。

(助役) 文部省指定の推進事業は、全町あげとりくんでいる。学校・家庭・地域からも大きな成果があがっている。そして実践成果もある。アンケート調査では好評では是非やってほしいとのことであった。従って2年間だけでなくやっていく方針である。

(Y教育委員) 「豊かな心を育てる推進事業」についてであるが、北区教委としては長年の実績があり、モデルにふさわしいという気概がある。“子どもたちの人格の完成”をめざして行っている。地域―学校―家庭の連携が緊密になったと区内に評価されている。この燃え上がる意欲をつかのまで消したくはない。それが本心であり、地域の人もそのようである。

北区では“対策”ではなく、“健全育成”的観点から1973年からやっているのである。“対策”は何か問題が生じたら、それに対応して事を行うということで消極的でよくない。

(E議員) 推進事業について私が指摘した三つの問題点に対する見解について答えてほしい。さらに上から徳目を押しつけていることについても答えてほしい。

(助役) 指摘の点は指摘の点として受け止めるが、現代の状況の中では基本的進め方は正しいのではないか。いろいろ指摘の問題はなくはないが、それはやりながら解決していくべきなのではないか。

(Y教育委員) 1973年に北区ではすでに“健全育成”となっている。その意味で社会教育関係で北区は他区に教えていている。また生活指導と同様に道徳教育も“常識とは何か”という問題につきあたる。ルールにある程度あてはまっているからではないところがある。その問題が道徳教育にもはいりこんでしまう。道徳教育も生活指導の観点からしていきたい。

#### 《北区議会文教委員会 1984年11月26日》

(理事者) 区域外入学については、昭和52年度からの絶対禁止校と準禁止校の2本立て規制してきたが、昭和60年度から準禁止校に一本化したい。桜田中、赤羽中、飛鳥中への区域外入学は、校舎が満パイであるので、特に厳重にチェックしたい。

(F委員) いい学校へいかせたいという住民の要求が背景にある。住民は敏感で常に調査している。「左」から文句がでるだろうが、日の丸をかかげること一ああいうことはどしどしやるべきだ。道徳教育をやらない結果がこういうことになった。桜田中などへは高校進学率が高いということで、北中は野球が盛んだということで希望者が多い。

(G委員) 10月末、3000万円の巨費を投じて住民意識づ

## 東京都北区における「豊かな心を育てる施策」の成立

くり政策として「ふるさと祭」をやった。ふるさと意識をつくるうえで「学区域」は重要な意味をもつ。私立・国立へ行くというなら仕方ないが、指定学区は厳守すべきだ。北本（区長）区政の「ふるさと意識づくり」政策の中に位置付けるべきだ。他方で他の学校へ何故逃げられるのか。にげられる学校は反省して、教職員あわせて学力、体力の格差をうめるべきだ。区域外入学の9割9分は学力、体力の格差にある。行政と学校現場の両方からせめないと、この問題はいつまでたってもラチがあかない。

（理事者）区域外就学希望の多い学校は、志茂小、豊島中、紅葉中、赤羽中などであり、逃げられる学校は、北の台小、神谷小、岩淵小、滝野川中、神谷中、堀船中などである。原因は、道路事情にあると思われる。赤羽中、飛鳥中、桜田中への途中転入については、出張所扱とせず、学務課で直接扱うことにしている。

（G委員）塾にたよらずに基礎的な学力をつけるべきだ。学習指導要領にしたがった健全な競争をさせるべきだ。高校進学率99%というのはおかしい。追跡調査をしてみるべきだ。アルファベットを読めない者まで進学して、結局中途退学している。働くことの重要さを教え込めば高校進学率は8割ぐらいに下がり健全になる。「ふるさと意識づくり」で上から号令をかけても、現場でうらぎられている。

（指導室長）ご高説を拝聴し同感である。公教育の推進という立場から学力向上にとりくむ。また、体力向上、人間形成についても全人教育の立場でとりくむ。

（H委員）別の角度から考えてみたい。私はかねて学区域の再編成ということを言ってきた。66校の配置が完了しており、できるはずだ。区長は、次の仕事は学区域の合理的再編成だといっている。塾へやらねば進学できないということがあたりまえになっている風潮は実になげかわしい。父母負担をやかましくいいながら、小学生で1万以上、中学生だと2万以上支出している。学校の先生が責任をきちんととはたせば塾などありえない。塾問題に教育委員会が無頓着なのはおかしい。

（教育長）学校一母校ということで、ふるさと意識養成の上で重要である。学区域の再編は今後の大きな課題である。学区についての論文、学理もなく、難しい問題である。

（E委員）豊かな心を育てる施策について本会議でも質問し、助役から、全部が全部いいとは思っていないという答弁を得ているので、ここで補足的に質問する。王子第三小の道徳教育実践を地域へ、他校へ広げていきたいという拡大の方向が出されている。富士見中の公開研究

会の資料をみると、「遣唐使」のところでは、史実としての仏教を教えるという範囲を越えて、仏教教育にふみ込んでいるのではないか。宗教観、価値観にかかわる問題である。王子第三小の道徳教育を見ても、学校教育をとおして愛国心一日の丸掲揚を地域に広めようという筋がみえる。これが正しい行政施策なのか疑問をかんぜざるを得ない。

（A委員）助役の答弁は迎合的答弁であった。E委員の質問を聞いていて昭和37年頃の道徳教育についての国会議論を思い出す。あの時保守の議員がきちんとしておれば、今日のような状態にはならなかった。道徳教育は罪悪か。愛国心を教え込むのがなぜ悪いか。教育委員会は自信をもって道徳教育をおし進めよ。教育長は、ハラを固めて答弁せよ。

（教育長）道徳は人の道であり、最高の目標である。道徳教育の発展を今後も進めていくという強い信念をもっている。学校から地域に広めるというが、地域は学校のいうとおりになるだろうか。子どもは地域の中で育っているのであり、大人・地域がきちんとしてすることを期待している。

（E委員）モデルとして進められた中身のことを問題にしている。市民道徳をこえて特定の価値観にふみこんでいるのではないか。2年間の施策の総括が必要である。無批判に拡大というのでは困る。

（教育長）王子第三小のカリキュラムの中身は見ていない。宗教教育や一方にかたよった教育はおこなわれていないと確信している。無批判に広めるとは言っていない。校長が自分の教育信念でやってほしい。モデル校の資料はおおいに活用してほしい。

（I委員）57～58年度の「豊かな心」の施策はあいさつ運動、環境整備運動など成果はあがっている。ひき続きやることには賛成である。しかし、E委員も言うように全部いいとはいえないだろう。十分総括して、よいものは続けてほしい。実践校に行ってみたが、教師の一部が疲れを感じている。激励が必要ではないか。検討せよ。

（F委員）道徳教育をやるなら宗教的という言葉が出るのは仕方がない。私が教わってきた道徳に誤りはなかった。それを利用した軍国主義者が悪い。日本の道徳は世界中で一番いいと思っている。いちいち意見を聞いていてはダメだ。教育委員会は一丸となってやれ。決算委員会でやるから腹をすえて答弁を用意せよ。

（G委員）王子第三小の資料を見たし、実践校3校にも行ったが、全く正常であり、E委員の指摘は見当ちがいだ。この施策の出ているところは文部省だが、それを受け入れる下地が北区にはあったのだ。19出張所を中心に

した青少協の活動や体育祭など、100人の子どもをみてきた者として、私はこの施策を有効に利用させてもらっている。教育長の答弁だと努力してきた住民や教職員はどこでむくわれるのか。

(教育長) あらゆる宗教からみても道徳は一つになっていく。この施策については、確かなものを実感している。この仕事は継続すべきと強く決意している。

(I委員) この施策については、きちんと総括してほしい。行政は憲法、教育基本法をふまえてやるべきだ。このことは区長も前教育長もそう答弁している。

以上、紙数を気にしつつ、にもかかわらずながながと北区議会での議論を要約摘記した。それはひとえに、北区の教職員や父母であっても、身近であるはずの区議会が教育問題についてどのような議論をしているのか、あまり知らないますごしていると思われたからである。

みられるように、指定校の研究授業を視察などしている議員もいたりして、時にはかなり率直な議論が展開されている。それをおおざっぱにではあるが整理してみると、次のようになろう。

(A)区の施策を積極的に支持し、事業の継続、拡大を求めるもの。

○愛国心、規律、規範、生きることのきびしさ、世のため人のためという生き方などを青少年に教え、身につけさせるべきである。

○教師は秩序を破壊することばかりを教えている。

○王子第三小学校、桜田中学校などの実践を高く評価する。この実践を全区に拡大すべきである。

(B)問題点があり、きちんとした総括が必要であるとして、事業の一方的な継続、拡大に反対するもの。

○子どもの豊かな心が失われているというが、行政の側の責任が明確にされていない。

○企画が一方的で、一部の人だけの運営になっている。

○事業推進の実務が煩雑なうえ、子ども観、道徳教育の質にも問題がある。

(C)中間的な意見

○事業の継続には賛成であるが、いまやっていることすべてよいとはいえない。総括してよいものを続けてほしい。

○教師の一部が疲れを感じており、激励が必要である。

(D)事業は継続するという区の見解

○北区では1973年以来健全育成事業を進めてきており、文部省の指定年度がすぎたからといって事業をやめる考えはない。

○アンケート調査によても、区民の多くは事業の発展を望んでいる。

○道徳教育は生活指導の一環としてやっていく。

(A)は自民党、民社党、公明党などの議員の発言であり、(B)は日本共産党、(C)は日本社会党の議員の発言である。

(A)の発言を聞いていて、調査者は、本報告書の最初のところでふれた自民党の『提言』と文部大臣談話とを想起させられた。内容が実によく似かよっているかあるいは同じだったからである。誠に教育問題であっても、中央と地方・地域とは別の世界ではないのである。

また、次のような感想をもった。中央での『提言』や行政施策がうけいれられ、具体化され、実践され、反対され、争われるのも地方・地域においてである。このことにかかわって、区理事者の答弁は、まずは行政のプロという印象をいたさせた。例えば、道徳教育は（特定のイデオロギーを教えこむのではなく）生活指導の一環であるという見地をとっている。問われれば、憲法、教育基本法にもとづいてことを進めると答える。豊かな心を育てる施策がすべてうまくいっているわけではない、ともいう。しかし、とりわけ自民党などの保守派の議員に自説を展開され、追求されると、答弁は微妙に揺れ、保守派の方向へズレていったのも事実である。政治の力関係のうえに教育行政はなりたっている、ということを実感させられた次第である。

〈付記〉 この調査は、「東京民研」関係者をはじめ、実際に多くの方のご協力をえておこなわれた。記して謝意を表する。

(1987年12月1日受理)